

## 吹田市消費生活センター条例の一部改正に係る骨子案

### 1 趣旨及び概要

吹田市消費生活センターは、吹田市朝日町3番 203 号で主たる相談業務を行い、バリアフリー対応の相談、要配慮個人情報など、慎重な取り扱いが求められる相談、研修及び会議を行うために、同建物内 506 号を賃借し、利用していました。相談者の利便性を向上するため、同じ建物内の吹田市朝日町3番 505 号に移転集約し、効果的かつ効率的な運営を進めようとするものです。

### 2 改正内容

条例第2条第2号で定める吹田市消費生活センターの位置を変更します。

### 3 施行予定年月日

令和9年(2027年)1月1日から施行します。